

(株)新潟建築確認検査機構
建築確認申請等の手数料改定のお知らせ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、建築確認検査業務において過去の消費税増税等に際しても経営の合理化に努め、手数料を据え置いてまいりました。

しかしながら、近年の建築基準法改正等による審査・検査の複雑化や事務量の増加による人件費の上昇、消費税増税に伴う諸経費の負担が増加しております。今後も安定的なサービスの提供を維持するため、下記により、手数料の改定をさせていただくことと致しました。

弊社におきましては、今後これまで以上に迅速かつ丁寧で、きめ細やかなサービスを提供させていただき所存でございますので、何卒ご理解を賜り、引き続きご愛顧いただきますよう心よりお願い申し上げます。

記

1. 実施日

- (1) 令和元年10月1日(火) 申請受付物件から改定手数料を適用します。
- (2) NKee-net 電子申請・WEB事前申請の場合は、本申請受付物件から適用します。
 - ※ NKee-net 申請をご希望される場合は、本申請提出前に事前審査を終了していただく必要があります。
 - ※ 電子申請で改定前に本申請受付をご希望される場合は、9月30日(月)16時15分までに本申請物件を送信していただきますようお願いいたします。

2. 改定後の手数料

別表をご参照ください。

【この件に関するお問い合わせ】

株式会社 新潟建築確認検査機構
総務部

本 社 TEL 025-283-2112

長岡支店 TEL 0258-89-6061

建築確認申請等手数料

令和元年10月1日改正

No.1

株式会社 新潟建築確認検査機構

単位:円

1.建築物確認申請手数料

- ※1 建築物がエキスパンションジョイント等で接している場合は、それぞれを一の建築物とみなします。この場合、対象床面積は申請床面積と異なることがあります。詳細はお問い合わせください。
- ※2 既存不適格部分を含む増築等の確認申請については、当該確認申請手数料とは別に、遡及適用される部分または耐震診断の必要な部分の床面積区分(下表)に応じた構造計算手数料を加算したものとします(構造耐力規定に限る)。
- ※3 弊社でルート2基準審査を行う場合の構造計算手数料を含んだ手数料です。また、ルート2基準審査を他機関で適合性判定を依頼された場合は※1の構造計算手数料が加算されます。

建築物の床面積		確認申請手数料/件	※1 構造計算手数料/棟		※3 ルート2基準審査手数料/棟		
					認定プログラム使用	認定プログラム以外使用	
500㎡以内の建築物A	30㎡以内	9,000	+	or	130,000	180,000	
	30㎡を超え 100㎡以内	14,000					20,000
	100㎡を超え 200㎡以内	20,000					40,000
	200㎡を超え 500㎡以内	27,000					20,000
500㎡以内の建築物B	30㎡以内	14,000	40,000	50,000	160,000	240,000	
	30㎡を超え 100㎡以内	25,000	20,000				
	100㎡を超え 200㎡以内	35,000	40,000				
	200㎡を超え 500㎡以内	50,000	60,000				
500㎡を超え 1,000㎡以内		116,000	70,000	80,000	170,000	270,000	
1,000㎡を超え 2,000㎡以内		169,000	60,000		220,000	360,000	
2,000㎡を超え 4,000㎡以内		228,000	50,000		360,000	660,000	
4,000㎡を超え 6,000㎡以内		246,000	60,000				
6,000㎡を超え 10,000㎡以内		270,000					
10,000㎡を超え 50,000㎡以内		384,000					
50,000㎡を超えるもの		736,000					

+

付加審査項目	手数料/件
天空率の審査を要する場合	15,000
避難安全検証法の審査を要する場合	50,000
2階以上の全館避難安全検証法の審査を要する場合	階数 × 30,000 + 50,000
耐火性能検証法の審査を要する場合及び防火区画検証法の審査を要する場合	50,000
限界耐力計算法の審査を要する場合	50,000
告示に基づく免震構造の審査を要する場合	50,000

付特定 加定 審天 査井 手に 数係 料る	特定天井対象面積		手数料	
			特定天井を設ける場合	落下措置防止を講じる場合
	200㎡を超え	500㎡以内	50,000(36,000)	101,000(72,000)
	500㎡を超え	1,000㎡以内	76,000(54,000)	151,000(106,000)
	1,000㎡を超え	2,000㎡以内	101,000(70,000)	202,000(141,000)
	2,000㎡を超え	3,000㎡以内	126,000(88,000)	252,000(177,000)
	3,000㎡を超えるもの		144,000(101,000)	288,000(202,000)

()内は計画変更手数料

上記表で 建築物Aは:法第6条第1項第2号並びに第3号に掲げる建築物うち住宅(専用住宅、兼用住宅及び長屋建て住宅をいう。)の用途に供するもの、同項第4号に掲げる建築物及び法第68条の10第1項の認定(令第136条の2の11第1号に係る認定に限る)を受けた型式に適合する建築物の部分に有する建築物

建築物Bは:上記の建築物を除く建築物

上記表で 構造計算手数料は構造計算の審査を要する場合に加算される手数料です。

上記表で 天空率、避難安全検証法等の付加審査を要するものは別途手数料が加算されます。

※1 建築物A及び建築物Bについての内容は以下中間検査手数料と完了検査手数料も同じです。

※2 災害による罹災の場合は確認検査手数料が半額免除になります。(り災証明が必要です)

2.建築物中間・完了検査手数料

申請に係る部分の床面積の合計		中間検査 手数料/件	完了検査手数料/件	
			中間検査を受けたもの	中間検査対象外
500㎡以内の建築物 A	30㎡以内	11,000	12,000	15,000
	30㎡を超え 100㎡以内	12,000	13,000	16,000
	100㎡を超え 200㎡以内	16,000	17,000	20,000
	200㎡を超え 500㎡以内	23,000	24,000	26,000
500㎡以内の建築物 B	30㎡以内	33,000	32,000	35,000
	30㎡を超え 100㎡以内	35,000	34,000	37,000
	100㎡を超え 200㎡以内	46,000	46,000	48,000
	200㎡を超え 500㎡以内	50,000	53,000	54,000
500㎡を超え 1,000㎡以内		75,000	87,000	88,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内		108,000	107,000	114,000
2,000㎡を超え 4,000㎡以内		186,000	215,000	227,000
4,000㎡を超え 6,000㎡以内		211,000	238,000	258,000
6,000㎡を超え 10,000㎡以内		235,000	272,000	295,000
10,000㎡を超え 50,000㎡以内		312,000	367,000	388,000
50,000㎡を超え		643,000	755,000	774,000

※ 検査の対象となる工事が遠隔地で行われる場合は、上記手数料に別途出張費が加算されます。

※検査の対象となる建築物が、省エネ適判による適合証を受けたものである場合は、上記手数料に次の手数料が加算されます。

	① 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合	② 建築物の用途が工場等で左記①以外の場合	③ 建築物の用途が左記①及び②以外の場合
2,000㎡を超え4,000㎡以内	38,000	17,000	24,000
4,000㎡を超え6,000㎡以内	43,000	19,000	27,000
6,000㎡を超え10,000㎡以内	50,000	22,000	31,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	65,000	28,000	41,000
50,000㎡を超えるもの	130,000	56,000	81,000

3.工作物手数料

令第138条第1項に係る工作物	申請手数料/件	
	確認申請	完了検査
	20,000	24,000

※1 上記確認手数料には構造計算手数料5,000円が加算されています。

※2 検査の対象となる工事が遠隔地で行われる場合は、上記手数料に別途出張費が加算されます。

4.建築設備手数料

種 類	申請手数料/台	
	確認申請	完了申請
昇降機1台から4台まで(ホームエレベータを含む)	18,000	24,000
昇降機5台以上(ホームエレベータを含む)	16,000	21,000
小荷物専用昇降機1台から4台まで	9,000	14,000
小荷物専用昇降機5台以上	7,000	12,000

※ 検査の対象となる工事が遠隔地で行われる場合は、上記手数料に別途出張費が加算されます。

5.証明等手数料

証 明 内 容	手数料/件
(株)新潟建築確認検査機構で「確認済証の交付を受けた」ことの証明	2,000円
(株)新潟建築確認検査機構で「検査済証の交付を受けた」ことの証明	2,000円
(株)新潟建築確認検査機構で「確認済証の交付を受け、適法に完了している」ことの証明	2,000円

※証明等の申請は当該申請者によるものとし、代理者が申請代理する場合は委任状が必要です。